

議 事 要 旨 (公開用)

- 件 名 令和3年度第1回月形町行政区代表者会議
- 日 時 令和3年4月12日(月) 午後4時00分～5時38分
- 場 所 月形町役場 大会議室
- 出席者 委員：12行政区(13名) ※ 欠席：1行政区
町：上坂町長、堀副町長、古谷教育長、ほか13名

=====

※ 内容は一部要約しています。

1 開 会

【進行：企画振興課長】

2 町長挨拶

【挨拶：上坂町長】

- ・ コロナがなかなか落ち着かない状況ですけれども、区長さんにはお集まりをいただきありがとうございます。
- ・ 去年は、こうした対面の会議をなかなかできない状況でしたけれども、新年度に入り多くの区長さんも代わられています。私は常々、行政区長さんは、町民に一番身近な立場で、このように私たち行政と密接につながる役目を担っていただいていることに感謝を申し上げます。
- ・ 新しい区長さんもそのような意味で、それぞれ行政区内の皆さんといろいろなお話をしただき、私どもにつなげていただければと思います。
- ・ 2期目最初の新年度を迎えました。コロナの感染予防を第一に、皆さんと一緒に、何とかコロナを乗り越え、月形のまちづくりをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

3 議 事

【進行：堀副町長】

- ・ 今日の議事につきましては、コロナ禍ということもありますので、説明については、なるべく簡潔にしていきたいと思ひます。ご協力をいただきたいと思ひます。

(1) 行政報告について

【説明：堀副町長】

資料1～3頁のとおり

【質疑など】

なし

(2) 令和3年第1回月形町議会定例会議案について

【説明：堀副町長】

資料 5・6 頁のとおり

(P-5)

○ 令和 2 年度月形町一般会計補正予算（第 12 号） △8 億 3,744 万 8,000 円

・ 減額の主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響による事務事業の取り止め、青果物集出荷貯蔵施設および穀類乾燥調製貯蔵施設の入札執行によるものなど

(P-6)

・ 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険料：基準月額（第 7 期）5,540 円→（第 8 期）5,900 円

・ 普通財産の無償譲渡（旧月形町そさい共同集出荷撰果場、旧月形町営草地附帯施設）

2 施設について、以前より使われていた団体へ無償譲渡

・ 公の施設に係る指定管理者の指定について（月形町青果物集出荷貯蔵施設）

4/14 安全祈願祭(JA 月形町主催)

【質疑など】

なし

(3) 令和 3 年度町政執行方針・教育行政執行方針について

【説明：上坂町長】

・ 町政執行方針

資料 1 のとおり

【説明：古谷教育長】

・ 教育行政執行方針

資料 1 のとおり

【質疑など】

なし

(4) 令和 3 年度主要事業等の概要について

【説明：堀副町長】

資料 7～10 頁のとおり

(P-7)

○ 地方交付税について

・ 歳入全体の約 5 割を占めている。

・ 令和 2 年度の 19 億 8 千万円から 1 億円減額となっている。令和 2 年度に実施した国勢調査の人口減少を予測し考慮したもの

※ 国勢調査結果の正式公表は令和 3 年度

・ 地方交付税の減額分については、基金繰入金（貯金相当）で対応

(P-8)

- 地域特産品生産振興事業
J A月形町を通じて支援を行う予定
- 小中一貫教育推進事業
本年度より本格的な検討に着手

(P-9)

- (No2)行政区活動支援事業
行政区活動支援交付金を新交付基準により算定することとし、予算額も増額している。
- (No3)ふるさと納税推進事業
令和2年度は、令和元年度より全国から多くの寄附をいただいている。
 - ・ 令和2年度寄付金額 約3億2,600万円
 - ・ 令和元年度寄附金額 約2億9,300万円
- (No11)農業振興施設整備事業
青果物集出荷貯蔵施設外構工事は6月30日までに完成予定
- (No17)除雪車購入経費
歩道用ロータリ車を購入(更新)
- (No19)岩見沢地区消防事務組合負担金
救急車購入(更新)

(別冊配付)

- つきがた暮らしの便利帳
手続きや制度をまとめ、全戸へ配付していますので、ご活用いただきたい。

【質疑など】

- ○ (札幌市第2行政区) ふるさと納税推進事業について、昨年度に全国からの寄附金が3億2,000万円あり、令和3年度の予算が3億4,000万円ということは、ふるさと納税をもらわない方が町の財政にはいいのではないのでしょうか。これでは2千万円ほど赤字になるのでは。
- (堀副町長) 歳出予算3億4,300万円と同額の寄附金収入と見込んでいます。いただいた寄附金の約5割が経費となりますので、約半分が町の財源となります。
- (企画振興課長) 歳入と歳出は同額となります。今ほどのとおり経費が半分ほど掛かり、残りの収入は基金へ積み立てるという形で支出をすることになります。実際は、この寄付金が増えれば増えるほど、経費が半分といっても町で使えるお金は増えていくということになります。歳出で積立をしているお金があるということでご理解ください。
- (札幌市第2行政区) はい、分かりました。

(5) 町からの連絡事項について

ア 今後の行事予定（4月～6月）について

【説明：企画振興課長】

- ・ 月形町札沼線鉄道跡地活用の住民説明会
日程変更あり：5月下旬 → 4/28

【質疑など】

なし

イ 地域担当職員について

【説明：企画振興課長】

- ・ 退職、採用、昇格等の人事異動に伴う配置変更あり
- ・ 行政区の活動を支援することが目的でもあるので、お声かけいただきたい。

【質疑など】

なし

ウ 今後の主要事業について

【説明：企画振興課長】

○ まちづくり推進室の設置について

- ・ 主要事業を推進する組織として、4/1より企画振興課にまちづくり推進室を設置
- ・ 主要事業に関連する各課(局)の職員9名が兼務し、分野横断的に事業を推進
- ・ 企画振興課の隣の会議室を事務室として使用

今後、皆様のご意見をお聞きし、主要事業を進めていきたい。

(P-16・17)

○ 道の駅整備検討について

温泉、保養センターの改修と合わせて、出戻りとならないよう道の駅の整備についても検討したい。必ず皆楽公園に設置するということではなく、一つの候補地として、設置の検討をしていきたい。

【補足：堀副町長】

- ・ 整備する年次については、それぞれに関連性があるため、確定していません。
- ・ 町民保養センターと温泉ホテルの改修

順調にいけば、次のとおり予定

R3：基本計画 R4：実施設計 R5：着工・完成

【質疑など】

- ○ （北農場第1行政区）18ページの北農場の公住について、町として将来「いつまでに」という方針や計画をお持ちでしょうか。

- （企画振興課長）現在、政策住宅として、入居されている方が退去した後に取り壊しを行っていく予定です。取り壊しが完了するまで新しい住宅を建てないと

なると不都合が生じますので、新しい住宅を建てた際は、北農場団地の入居者の方も移っていただければと思います。なお、北農場団地の解体時期については、現段階で決まったものではありません。

エ JR 札沼線鉄道跡地について

(P-19)

○ 月形町札沼線鉄道跡地活用の基本方針（素案）

- ・ 第1回住民説明会を開催予定
4/28(水)17:30 交流センター

【補足：堀副町長】

- ・ 4/28 住民説明会でご要望等をお聞きしたうえで、方針を固めていきたい。
JR 北海道から月形町へ譲渡されるのは、令和4年3月頃を予定
跡地の譲渡については、早くても令和4年4月以降

【質疑など】

- ○ （札比内第3行政区）鉄道の跡地関係です。レール、枕木、通信設備を町で撤去することになっていきますけれども、これに対する予算はどのように考えていますか。まだ、撤去に関しての予算は考えていないということでしょうか。予算と併せて説明していただければと思います。

● （堀副町長）住民の皆さんに譲渡する前の話でしょうか。全体の話でしょうか。

- （札比内第3行政区）町が撤去することが基本ということになっていますので、ある程度の予算を組まなければ撤去できないと思います。

● （企画振興課長）先ほどのお通り、譲渡は早くて来年の3月に契約を結ぶことができると思っています。それ以降、住民への譲渡を基本に、線路、橋なども撤去していかなくてはなりません。全体の話で言いますと、この財源につきましては、JR 北海道さんからいただきます。そのときには町の所有となっておりますので、町が撤去していくということになります。

仮に A さんへ譲渡することとなった場合には、基本的にレール、枕木、通信設備を町が撤去していくことになります。今年度の予算化はありませんが、令和4年度以降、話のまとまったところについて、撤去工事費用を計上していく形になるかと思っています。

- （札比内第3行政区）分かりました。

- ○ （札比内第2行政区）JR の関係です。レール、枕木、通信設備の撤去ということですが、防風林の撤去、伐採についても、町として JR の方へ撤去費用の上乗せを要望してほしいと思います。

防風林は、田んぼや畑などの圃場を影にしています。以前に JR へ、伸びている防風林を切ってほしいと話をしましたが、どうもそのときから、JR 側として

は、札沼線の廃線が濃厚ということで、切ってくれませんでした。そのような部分もあります。土地だけでなく防風林も撤去費用に含め、お願いしたいと思えます。

- （企画振興課長）今回の譲渡につきましては、防風林など、かなり広い幅や面積があります。まず、鉄路と農地が隣り合わせになっている狭小なところを第一弾で進めたいと考えています。

それ以外は第二弾と考えており、町として防風林を活用するところ、しないところもあるかもしれません。現在は、個別の防風林の伐採に関しての協議等は進めていません。

J R 北海道と撤去費用について協議していますけれども、防風林については、全面的に伐採するという撤去費用はなく、農地、土地、道路などと同様に無償譲渡を受けることで進んでいるところです。

- （札比内第2行政区）今年度末に J R から譲渡されるのは鉄路の敷地だけという説明ですが、防風林の敷地などは、ずっと J R のものということでしょうか。J R のものを私が勝手に切る訳にもいきません。

- （堀副町長）譲渡されるのは、レール、枕木、通信設備、鉄橋、土地、防風林などすべてが無償譲渡されます。ただし、撤去費用としていただけるのは、いわゆる工作物分で、土地や防風林などについては撤去費用の対象となっていません。

- （札比内第2行政区）なんとかなりませんか。

- （堀副町長）いろいろな場所によって、それぞれご要望もあると思います。それらをまとめて J R 北海道の方と協議を進めていきたいと思えます。

- （札比内第2行政区）よろしく願います。

- ○（知来乙行政区）線路や通信設備のことは書いてありますが、土手のようになっている盛土はどうでしょうか。譲渡される段階では、土手のまま譲渡されるということでしょうか。

- （堀副町長）現状の形のまま町へ譲渡されます。それをどのような形で住民の方へ譲渡するかというのは、説明会でご意見やご要望をお伺いしたうえで、決めていきたいと思えます。基本的には、J R 北海道から現状のまま町へ譲渡されます。

- ○（市南行政区）鉄道で当別から、本町の管轄は何 km くらいありますか。

- （企画振興課長）15、16km くらいだと思います。

- （市南行政区）防風林について、町はもらうかもしれないけれども、木を切るだけのお金は出ないということですね。

- （堀副町長）J R 北海道のものについては、すべていただきますが、防風林の撤去費用としては出ないということになります。

- (市南行政区) 大量の砂利が出てくると思いますがどうでしょうか。レールや砂利は若干のお金になるかもしれません。
 - (企画振興課長) レールを有価物とみるのかどうかについては、その時々によって、いろいろ変わってきているようです。砂利については、撤去しない方向です。
 - (市南行政区) 土地をもらった人、農家の人などが始末するということになりますか。
 - (企画振興課長) そのようになります。
 - (市南行政区) 半端な量ではないと思いますが。
 - (堀副町長) そのようなことも含めて、説明会などで要望やご意見をお聞きし、どのような譲渡の方法にしていくか決めていきたい。今の段階で、現状のままお渡しすることを決定しているということではありません。
 - ○ (北農場行政区) 一つ要望です。農地の部分について、今の砂利の撤去などを含め、町から土地改良区さんへ土地改良事業の一部として、前後にある農地と一緒に整備できないか検討していただけないでしょうか。排水、用水、農道もありますので、それらも含めて検討していただけないでしょうか。
 - (企画振興課長) 改良区さんとは、簡単にお話をさせていただいておりますが、今後、そのような農地としての活用に適する場所などがあるか検討していきたいと思います。こちらへの現在までのご要望としては、農家さんより「農地が分断されており、通行の支障になっているため、一日も早く譲り受けたい」というお話はいただいています。農道という意味での農地もあろうかと思っておりますので、より踏み込んだ部分についても、今後、話し合いを進めていきたいと思っております。
 - (堀副町長) お話いただいた件も含めて、検討させていただきたいと思っております。
 - ○ (札比内第4行政区) 素案については、説明会のときということで、そのときのお話しに出るかもしれませんが、区長になった時点で地元から要望がありましたので、このプランの中に入れてほしいということで申し上げます。
- 札沼線の設備について、札比内駅の近くに水洗トイレがあります。これを今は停止していますが、再開できないか提案してほしいという要望が私どもにありました。
- 一つは汽車からバスへ転換になり、高齢者や子どもたちを含め、札比内にコンビニなどのお店がないものですから、ちょっとしたときにトイレを使うことができない。人数は少ないでしょうけれども、なかなか大変ということで札比内にトイレを作ってもらいました。水洗化になって、今まで使っている人にとっては、大変有効でした。

もう一つは、農家の方々に作業員が来ています。札比内駅のトイレが水洗とい

うこともあり、来ている人たちの利用が大変多いということでもあります。農家の方々も作業員の確保が大変難しい状況の中で、少しでも環境整備をしてあげたいということもあります。

水洗トイレの再開には費用も掛かるとは思いますけれども、このプランの中に入れていただきたいということで申し上げます。

- （堀副町長）今、お話いただいた件につきましては、そのようなお声も届いております。トイレを有効に活用していただけるよう、今月の末から利用を再開させていただきますので、よろしく申し上げます。

オ 地域公共交通について

【説明：企画振興課長】

- 通学する子どもの減少やコロナの影響により乗客数が減少
月形線に限らず、中央バスにおける全道の利用が低迷
全道的な減便が進められているうちの一環
(P-21)
- 4月より減便
 - ・ 平日：8便 → 6便
 - ・ 土日祝：8便 → 4便ご利用があってはじめて路線を維持できることとなるので、ご活用をお願いします。
(P-22～24)
- JR 札沼線バス（代替バス）
 - ・ 月形～浦臼間
中央バス滝川浦臼間の接続に合わせ変更
(変更) 上り：3便・5便、下り：1便・3便
 - ・ 月形～当別間
学園都市線（当別着）のダイヤ改正に合わせた変更
(変更) 2便
- 定額ハイヤー（実証運行）
 - ・ 昨年度、デマンドハイヤー（乗合ハイヤー）を3期に分けて実証運行を実施
全体として、利用は低迷
 - ・ 本年度は、乗り合いを止め、定額ハイヤーとして実証運行を実施
 - ・ 実証運行は1年間を予定
 - ・ 目的地は、決まった場所9カ所
 - ・ 現在の利用登録者：38名
 - ・ 利用時間は、9時～17時
- 夜間ハイヤーチケットの交付について

- ・ JRバスの最終便は、依然のJR学園都市線より早いため、最終便以降の対応として、ハイヤーチケットを交付
- ・ 令和2年度の利用者なし

カ 行政区活動支援交付金算定基準について (R03-05)

【説明：企画振興課長】

- ・ 交付金算定基準については、3年毎に見直し
本年度より、見直し後の新基準となる
- ・ 下線部分が、昨年からの変更箇所
- ・ 活動促進事業を新設し、幅広い行政区の活動を支援したい。

【質疑など】

- ○ (南耕地昭栄行政区) 交付金の関係につきまして、今までも安否確認事業をしていましたけれども、新たに注意書きの2番として「安否確認対象者名簿を行政区に備え付けしてください」との表現になっています。「備え付け」の定義とはどのようなものですか。要件が備わらなければ、交付金の対象にならないと思います。「備え付け」とは公表が必要ということでしょうか。
- (堀副町長) 本日の議事の最後「ク」ですけれども、要援護者名簿を配布させていただいています。この名簿を区長さんなど、必要な方がお持ちいただければ結構です。それが「備え付け」ということで、行政区で確認して持っているということになります。
- (南耕地昭栄行政区) 私たちの行政区も区長が持っていました。個人情報ですので、聞かれれば必要に応じ回答しますが、聞かれなければ伏せていた部分もあります。
- (堀副町長) 基本的には、区長さんや役員さんなど、名簿を持つ必要性のある役割の方が持っていればよいということで、ご理解ください。

キ 月形町の新型コロナウイルスワクチン接種について

【説明：保健福祉課長】

- コロナワクチン接種推進室
 - ・ 2/19 に設置
保健福祉課職員の全員で構成し、3つの係体制で準備
 - ・ 4/1 より役場職員9名を追加
6月下旬の一般高齢者の接種における会場準備・受付等を担当

(P-31)

- ・ 今現在、本町へのワクチン入荷なし
- ・ 4/26の週に1箱の入荷を予定
1箱は975回接種可能：2回接種のため487人分

- ・ その後の入荷予定については、未定
医療従事者の先行接種となっているが、町立病院でも接種できていない。
- ・ 4/26 入荷分
医療従事者およびクラスターが心配される高齢者施設に入っている方へ接種
接種開始日は、5/10 を予定
- ・ 65 歳以上の一般高齢者
6/21 の週より開始予定
保健センターで集団接種を予定
接種意向調査の回収率：92% 接種希望者：79.8%
高齢者の接種については、7 月末までを予定
- ・ 基礎疾患のある方、福祉施設の従事者：8 月予定
事前に意向調査のはがきを送付予定：6 月頃
- ・ 64 歳以下の方：9 月予定
事前に意向調査のはがきを送付予定：6 月頃

【質疑など】

なし

ク 要援護者名簿の配付について

【説明：保健福祉課長】

- ・ 北農場第 2 行政区以外へ配布
- 対象者
 - ・ 70 歳以上の一人暮らし
 - ・ 75 歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・ その他障がいを持っている一人暮らしの方など

この名簿については、年齢で区切っており、必ず見守りが必要とまでは言えない方もいます。
- ・ 年齢が達していないなど、名簿に載っていない方で心配な方がいましたら、保健福祉課へご連絡をお願いします。
- ・ 個人情報の取り扱いに十分注意をお願いするとともに、詳しい情報を確認したい場合は、保健センターまでお問合せをお願いします。

【質疑など】

- ○ （北農場第 1 行政区）前年度もいただきましたけれども、この要援護者名簿の関係で、区長であれば、保健福祉課と住民課で「個々の状況を教えてあげられます」というお話でした。それは今年度も変わらないでしょうか。
- （保健福祉課長）区長さんであれば、こちらで提供可能な範囲で情報をお伝えしたいと思います。

- (住民課長) 同じ取り扱いになります。

(6) その他

【質疑など】

- ○ (札比内第3行政区) 町営住宅の白樺団地についてです。白樺団地では、これから歩けるような子どもさんが2名ほどいます。そのグレーチングですけれども、郵便局や運送会社などの車が入ってくると、ずれて大きな隙間が空いてしまいます。気付けば私も直していますけれども、一才くらいの子どもであれば落ちる可能性もあります。同じく入口の排水の蓋も割れています。

そのほか、物置と舗装の間の大きなゴムマットが剥がれており、剥がれたゴムマット10枚以上がごみ置き場の横に積んであります。

このように施設が壊れていないかなど、少し巡回をして直していただけるとありがたいと思います。

- (堀副町長) 早速、現場を確認に回ります。場合によっては区長さんの方にも確認にお伺いするかもしれません。その他の団地についても、同様に確認に回りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

4 閉会

【上坂町長】

- ・ 長時間にわたり本当にありがとうございます。先ほど札比内第3の区長さんからのお話については、大変、そのような状況ということで、まずもってお詫びを申し上げます。
- ・ 冒頭にもお話しましたように、区長さんが一番町民の皆さんの近くにおられますから、このような会議の場を待つだけでなく、そのようなことに気づいたときは、なるべく早くご連絡いただけるよう、お願いしたいと思います。今日はありがとうございました。

(17:38)